

令和2年度 事業計画

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 基本方針

日本全体で少子高齢化が進む中、茂木町の高齢者率は栃木県第一位となっている。

このような状況のもと、当シルバー人材センターは、シルバー事業の理念や社会的役割等について共通理解の下、茂木町内に住む働く意欲のある多数の高齢者の希望に応じ、地域社会に密着した「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保し組織的に提供することにより、働くことを通じて生きがいの充実ならびに健康と福祉の増進、そして地域社会の活性化に寄与するため、「シルバー人材センター事業」を実施することが期待されている。

そこで、令和元年度に策定した「茂木町シルバー人材センター第三期中期計画」に基づき、高齢者一人ひとりが自立し、地域社会の中で健康で生き生きと活躍できる社会を築いていくために「シルバー人材センター事業」を展開していく。

さらに、令和3年3月に当センターが設立30年を迎えるにあたり、生きがい就労提供の場としてのセンター運営を充実させていく。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

当センターは、茂木町内の60歳以上の不特定多数の高齢者に対し、次の形態で「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を提供する。

① 請負・委任

民間や公共から請け負った仕事について、当センターの会員である者に対し「請負・委任」契約により就業を提供する。

② 職業紹介

栃木県シルバー人材センター連合会との職業紹介事業実施に関する協定に基づき、60歳以上の求職者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る雇用就業を紹介する。

③ 労働者派遣

栃木県シルバー人材センター連合会と労働者派遣事業実施に関する協定に基づき、60歳以上の派遣労働を希望する高齢者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る派遣労働を提供する。

(2) 就業機会確保事業

当センターは、60歳以上の高齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するために、次の事業を実施する。

① 普及啓発事業

当センターが不特定多数の高齢者の就業機会を確保・提供していることを広く周知し、働く意欲のある高齢者の入会促進と提供する業務募集に努める。

また、会員数の3分の1となっている女性会員の拡大に努める。

ア 対象 茂木町内の一般町民、事業者等

- イ 入会促進 入会説明会の開催（3月）及びイベント毎に案内・説明実施
 - ・会員一人ひとりの声かけ、入会案内実施
- ウ 業務募集 福祉・教育分野業務の開拓
- エ その他 各種イベントの実施
 - ・シルバーの日の開催
 - ・会員作品展の開催
 - ・社会奉仕活動の実施
 - ・会報「シルバーもてぎ」の製作・配布
 - ・もてぎあいあいテレビ(11ch)等を活用した会員募集

② 安全・適正就業推進事業

安全・適正就業の推進に努め、法令を遵守した就業となるよう次の取り組みを行う。

- ア 対象 当センターの会員
- イ 安全・適正就業委員会の活動
 - ・安全・適正就業委員会の開催
 - ・就業実態の把握及び指導のため巡回指導
 - ・先進シルバー人材センターの視察研修
- ウ その他
 - ・安全就業のための講習・研修会の実施
 - ・就業中の会員への安全パトロールの実施
 - ・適正就業のための自主点検の実施（コンプライアンスの遵守）

③ 就業開拓事業

高齢者に相応しい仕事の受注を確保するために次の取り組みを行う。

- ア 対象 茂木町内の一般家庭、自治体、事業所等
- イ 開拓計画・センター会報「シルバーもてぎ」の配布（町内各戸配付）
 - ・役員等による一般家庭及び企業訪問
 - ・先進シルバー人材センターの視察研修
- ウ その他 シルバー人材センターで行う労働者派遣事業及び職業紹介事業についての周知

④ 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

家事援助サービスや地域における人手不足分野等への支援を拡大する。

3 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿った運営を行うため次の事業を行う。

(1) 会議

① 理事会

業務執行状況の確認・検討及び会員の入会承認など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために、年5回程度開催する。

② 監事による監査の実施 1回

③ 定時総会の開催 1回

(2) 研修

① 役員・各委員・職員の先進シルバー人材センター視察